

暑中お見舞申し上げます。当事務所のお盆休みは 8/12(木)～15(日)です。



「士(サムライ)が新たな刀を持った…その刀の名前は『特定』～特定行政書士は『政策法務のプロ』として活躍が期待される資格です～申請から不服申立てまで、総合的にサポートをすべく、今こそ特定行政書士に…！(現在4,500人が活躍中!)」これは日本行政書士会連合会の今年5月の月刊誌に掲載された時代掛った案内文書です。6年前から始った資格で研修所の受講料だけで8～16万円かかるが行政不服申立

手続が出来る新資格として鳴り物入りで登場しました。ところが初年度に2,428人合格した後は、766人、399人、319人、312人…と合格率が70%弱であるにもかかわらず受験者・合格者とも減り続けています。理由は一つ、刀を使う場面がないからです。例えば「建設業許可の申請をして×になっても不服申立てできる」等と言う行政書士に手続きを依頼する人はいないという事です。6年間の“実績0”が役に立たない資格である事を雄弁に物語っています。

詐欺紛いの特定行政書士6年経っても実績0
資格商法? 特定行政書士



「あっそう!それなら業者さんは喜ばれますよね」と経審を数多く扱うベテラン女性行政書士は顔を綻ばせました。公共工事受注のパスポート=経審は手続きが複雑な上に県の実態調査を受けると言うやっかいな対応が待っています。国交省の資料によると許可制度も含めて全国一律の基準による企業評価制度は日本独特のもので、ゼネコン汚職など企業と行政との癒着や贈収賄への批判から複雑化してきたもので、真面目な地方の中小業者にとってあまり縁のない事柄でし

た。行政側も少ない職員で対処するのは大変。そこで大分県では2年前から実調の簡素化へ方向転換し、最下位の格付業者や完工高の少ない業者は実調を簡素化する事に。完工高の入金確認も銀行通帳のコピーでよいとしてすべて代理人だけの対応でもOKにしました。通帳の現物を持参しなくてよければ安心して行政書士に全面委任できます。当事務所が県の担当課と交渉確認した結果を今回皆様にお知らせ致します。

経審実調の簡素化 通帳コピーで工事金の確認OK!



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行ないます。ご協力をお願いします。

※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。

①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611